

京都の“食の安心”を、あなたの声で支える！

京都府食の安心・安全審議会の 委員になってみませんか？

募集期間

令和8年

5月26日(火)から6月24日(水)まで(当日消印有効)

令和8年



京都府では、食の安心・安全に関する重要事項を審議するため、
京都府食の安心・安全審議会の公募委員を2名募集しています。
老若男女問いません！経験がなくても大丈夫です！
多くの方の御応募をお待ちしています。



委員の概要

- 任期
令和8年7月31日から2年間
- 開催回数
年間2～4回程度（1回の審議時間は、2時間程度）
- 審議事項
京都府食の安心・安全行動計画の検討及び評価等
- 報酬など
審議会に出席された場合に、規定に基づき報酬及び旅費を支給



審議会の委員は
どんなことをするの？

京都府では、食の安心・安全を守るため、「食の安心・安全行動計画」を策定しています。
審議会では、この行動計画の内容や取組の進め方について、府民の目線や専門的な視点から意見を出し合い、よりよい施策につなげています。



応募方法など

- 応募条件（次の条件をすべて満たす方）
 - (1) 京都府内に居住、通勤又は通学をされている方
 - (2) 食の安心・安全について関心を持ち、平日の昼間に年2～4回程度開催の審議会に出席して積極的な発言をしていただける方
 - (3) 現に京都府が設置する他の審議会等の委員でない方

■応募方法

応募申込書に必要事項を記入し、「京都府における食の安心・安全を確保するために必要な施策について、私の提言」をテーマとした小論文（800字程度、様式自由）を添付して、以下の提出先にEメール（郵送・FAX可）により提出（応募書類は返却いたしません。）

■選考について

提出された書類に基づく選考委員会の審査結果を踏まえて、京都府が選考します。

公募委員の概要



審議会



行動計画



<提出先・問い合わせ先>

京都府 農林水産部 農政課 食の安全・食育係

■住所 〒602-8570（住所記載不要）京都府農林水産部農政課 食の安全・食育係

■Eメール nosei@pref.kyoto.lg.jp

■電話番号 075-414-5654（直通）

■FAX 075-432-6866